

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	建設政策課	整理番号	2-8
処分の種類	建設工事紛争審査会の委員の解任			
根拠法令条例等・条項	建設業法第25条の5			
処分の概要	欠格条項の該当、及び心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき等の委員の解任			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】建設業法第二十五条の四、第二十五条の五            第二十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。            一 破産者で復権を得ない者            二 禁錮(二)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者            第二十五条の五 国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。            2 国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。            一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。            二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。</p>			
基準の制定根拠	—			